

令和元年度 第1回 浜松市中央卸売市場開設運営協議会
会 議 録

- 1 開催日時 令和元年9月5日(木) 午前10時00分から午前11時30分まで
- 2 開催場所 浜松市中央卸売市場 管理棟3階 中会議室
- 3 出席状況
出席委員(10人) 会長：森山一郎、副会長：松井英司、遠藤和久、宮地一郎、影山太翼、櫻井秀己、原田篤郎、伊藤栄一、宮田綾子、野中正子
事務局(6人) 農林水産担当部長 山下文彦
中央卸売市場長 名倉勝
中央卸売市場長補佐 中村直行
管理グループ長 池谷謙司
業務グループ長 高柳光男
管理グループ 三浦宏之
欠席委員(0人) なし
- 4 傍聴者(0人) なし
- 5 議事内容
(1)平成30年度の協議会活動状況について
①市場活性化事業の報告
②施設整備状況の報告
(2)令和元年度の活動について
①市場活性化事業について
②施設整備について
(3)浜松市中央卸売市場業務条例の改正について
(4)その他
- 6 会議録作成者 三浦宏之
- 7 記録の方法 発言者の要点記録(録音の有無：有)
- 8 会議記録

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 開会2 協議会設置の根拠及び目的構成
市場長補佐より報告
・関連法令(卸売市場法第13条、浜松市中央卸売市場業務条例第80条、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則第78条)の読み上げ、説明をした。3 農林水産担当部長あいさつ
・議題(1)平成30年度の協議会活動状況について、(2)令和元年度の活動について議論をお願いしたい。議題(3)浜松市中央卸売市場業務条例の改正について、議会に改正案をあげていく段階であり、ご審議をお願いしたい。 |
|---|

4 委員の自己紹介

- ・委員 10 人自己紹介
- 事務局 6 人自己紹介

5 会長・副会長の選任

- ・会長は森山一郎委員、副会長は松井英司委員で決定した。
(宮地一郎委員の推薦があり、委員全員の拍手承認により決定した。)

6 会長・副会長あいさつ

森山一郎会長あいさつ

- ・浜松市中央卸売市場業務条例の改正施行は、大きな環境変化の中で重要な案件である。委員の皆様方の活発な意見をお願いしたい。

松井英司副会長あいさつ

- ・スムーズな市場全体の運営ができるように、森山会長と進めていきたい。また、委員の皆様方のご協力もお願いしたい。

7 議題

(1)平成 30 年度の協議会活動状況について

①市場活性化事業の報告

業務グループ長より報告

市場活性化事業：夏休み親子せり見学会、市場見学、市場まつり、市民感謝デーについて
市場概要：浜松市中央卸売市場の概況、市場関係者、供給圏、種別取扱高について

②施設整備状況の報告

管理グループ長より報告

整備概要：青果買荷積込所新築工事、電力量計更新工事、1号排水ポンプ交換工事、
青果卸売場屋上防水補修工事（台風 24 号）

(2)令和元年度の活動について

①市場活性化事業について

業務グループ長より報告

市場活性化事業：夏休み親子せり見学会、市場見学、市場まつり、市民感謝デーについて

②施設整備について

管理グループ長より報告

整備概要：受変電設備改修工事、水産第 2 事務所屋上防水改修工事、
水産棟東側アスファルト舗装改修工事、都市ガス管改修工事

【質疑・意見】

松井英司副会長

- ・平成 30 年度に雨漏り被害が 3 回発生している。対策を検討願いたい。

宮地一郎委員

- ・中央冷蔵庫のフロンの使用不可対策での施設利用について、考えを伺いたい。

農林水産担当部長

- ・中央冷蔵庫等について、市場関係者と共通理解の整理を基に、進めていきたい。

宮田綾子委員

- ・市場まつりと市民感謝デーの広報等PRの差について伺う。

中央卸売市場長

- ・主催者、内容の違いがあり、混雑等の集客規模を考慮している。

野中正子委員

- ・平成30年度市場まつりの周辺道路交通渋滞の要因について伺う。

中央卸売市場長

- ・一部、場内誘導方法に不具合があったことは判明している。令和元年度は交通渋滞がないように、対策を考えている。

宮田綾子委員、野中正子委員

- ・活性化のため、市民感謝デーのPRを強化してはどうか、伺う。

松井英司副会長、影山太翼委員

- ・開場日であり不測の事故防止等の安全確保を考慮している。

宮地一郎委員

- ・旧卸売市場法では一般市民の入場はできないが、新卸売市場法では規制がなくなるため、活性化につながるのではないかと考えている。

(3) 浜松市中央卸売市場業務条例の改正について

業務グループ長より報告

現行条例第1条から第86条と条例改正(案)を表で対比し、改正するもの、廃止するもの、新しく規定するものを区分し読み上げ、説明した。

改正日程は、議会承認が令和元年11月、施行が令和2年6月21日である。

【質疑・意見】

野中正子委員

- ・第三者販売の第三者とは、どういう人が該当するのか、伺いたい。

業務グループ長

- ・一般の小売、量販店等が該当する。

(4) その他

森山一郎会長

- ・各委員、意見等お願いしたい。

遠藤和久委員

- ・県は地方卸売市場を管轄している。卸売市場法改正を受けて、県の条例を廃止する予定である。改訂卸売市場法と国の基本方針で対応ができ、規制緩和の流れも理由である。

野中正子委員

- ・開かれた市場を目指し、情報の発信をお願いしたい。

宮田綾子委員

- ・規制緩和の流れの中で、安全安心を確保するために、施設整備の強化も重要である。

櫻井秀己委員

- ・規制撤廃の中、市場を盛り上げるために、市民が市場に興味を持っていただきたい。また、より良いルールを作り、守っていく仕組みを考えたい。

影山太翼委員

- ・市場見学等の際は、関連事業協同組合も協力したい。

宮地一郎委員

- ・地球温暖化等の環境変化により漁獲できる魚類のエリアも変化している。安全安心を担保するために、変化に対応していくことが重要である。

松井英司副会長

- ・市場活性化のために、ツーリズム、飲食ブースを拡充できる仕組みの検討を開設者に要望する。

森山一郎会長

- ・安全安心の担保、一般市民との接点を作っていくべきではないか、の二点を各委員が考えていると感じたので、ご意見を今後の市場づくりに反映させていきたい。

8 閉会